

公告第3号

経営管理権集積計画の策定について

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年2月5日

宇和島市長 岡原 文彰

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集宇5-17	津島町山財 5856	617	1	-	山林	0.1981	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	
集宇5-18	津島町山財 6240	623	1	-	山林	0.1642	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	
集宇5-18	津島町山財 6333	623	38	-	山林	0.1792	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	
集宇5-18	津島町山財 6336	623	41	-	山林	0.3010	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	
集宇5-18	津島町山財 6343	623	46	-	山林	0.2972	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	
集宇5-18	津島町山財 6351	623	52	-	山林	0.0287	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	
集宇5-18	津島町山財 6399	623	79	-	山林	0.0122	10年 (2024.2.1~2034.1.31)	

2 縦覧場所

宇和島市産業経済部農林課

3 本公告により、宇和島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。